

事務連絡
令和3年10月8日

各市町村水防担当課長
砂防主管課長
防災主管課長 殿

富山県土木部河川課長
砂防課長

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および避難訓練の
実施の更なる促進について（依頼）

このことについて、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長及び
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、本通知の趣旨を踏まえ、対象施設に対して避難確保計画の作成
および避難訓練の実施について改めて働きかけを行うとともに、添付の指示書例
を参考に、対象施設に対して期限を定めた上で避難確保計画の作成を指示し、正
当な理由なく指示に従わなかった場合は、その旨を市町村のホームページ等で公
表する制度を活用するなど、適切に対応していただくようお願いいたします。

（事務担当）

河川課防災係

TEL：076-444-9098

砂防課地すべり係

TEL：076-444-3343

事務連絡
令和3年10月1日

各都道府県水防担当課長 殿
各都道府県砂防担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
水防企画室長

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
地震・火山砂防室長

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および避難訓練の実施の
更なる促進について（依頼）

平素より国土交通行政にご高配賜りお礼申し上げます。

避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために重要であり、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）において、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練を市町村に報告することが義務付けられています。また、避難確保計画や避難訓練の内容について、避難の実効性を高めるものとするためには、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害の危険性を認識し、避難確保計画の内容を具体的に記載するとともに、定期的に避難訓練を行い、その結果を踏まえて避難確保計画の見直しを行うことが必要です。また、国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（平成29年6月20日）において、令和3年度末までに市町村の地域防災計画に定められた全ての施設において、避難確保計画を作成することを目標に掲げております。

一方、これまで、当該要配慮者利用施設の全施設の避難確保計画の作成等に向けてご尽力いただいておりますが、令和2年度末時点での避難確保計画の作成率は、水防法及び土砂災害防止法に基づくものは、いずれも約66%です。今後、避難確保計画の作成をさらに促進するために、水防法15条の3第3、4項及び土砂災害防止法8条の2第3、4項の規定にある、要配慮者利用施設への必要な指示及び指示に従わない場合のその旨を公表する制度を活用することも可能です。

参考までに、別添のとおり施設に対する計画作成の指示書例「避難確保計画作成指示書（案）」を作成しました。この指示書例を参考に対象施設に対して期限を定めた上で避難確保計画の作成を指示し、正当な理由※なくこの指示に従わなかった場合は、その旨を市町村

のホームページ等で公表する制度を市町村において活用できる旨周知願います。なお、指示や公表を行う際には、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的に避難確保計画を作成することが当該避難確保計画の実効性を高める上で重要であることに鑑み、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい旨併せて周知願います。

※ 「正当な理由」とは、災害等の天変地異や事件、事故等、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責によらない事情によって避難確保計画を作成することができない場合等、避難確保計画の作成義務を一時的に免除することが社会通念上許容される程度の理由をいうものである。

【問い合わせ先】

○国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 三村（内線 35439）

津波水防係長 太田（内線 35457）

TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 松本（内線 36152）

地震対策係長 今野（内線 36154）

土砂災害警戒避難対策係長 根岸（内線 36134）

TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1610

様式例（各自治体の状況に応じて様式の変更等可能）

避難確保計画作成指示書

令和 年 月 日

住所
氏名又は名称 殿

〇〇市長

水防法第 15 条の 3 及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 の規定により、避難確保計画の作成、報告について次のとおり指示します。

施設 の 名 称		
所 在 地	(電話) ()	
対 象 と な る 災 害		
避 難 確 保 計 画 報 告 先	郵送又は窓口持参	〒
	メールによる送付	@
報 告 期 限	年 月 日	
問 合 せ 先	(電話) ()	
備 考		

報告のあった避難確保計画は、受付印を押印の上、副本をメールまたは郵送にて返送いたします。郵送による返送を希望される場合は、必要料金分の切手を貼った返信用封筒もご用意願います。

この指示に不服がある場合は、その理由とともに〇〇市〇〇課〇〇係に申出を行うようお願いいたします。また、正当な理由なく期限までに避難確保計画の報告を行わない場合は、施設名および所在地をホームページ等に公表することとなります。

なお、チェックリスト（令和 3 年 6 月 21 日付学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について、令和 3 年 6 月 25 日付社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について、令和 3 年 7 月 6 日付医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握について）を用いて計画の実効性を確認し、チェックリストの写しについてもあわせて提出願います。